

実務研究

日本税務会計学会
平成18年12月 月次研究会



望月 文夫〔神田〕

移転価格税制と民間の意見

1 はじめに

移転価格税制は、税制の中でも一般に馴染みが少なく、大企業の中でも海外取引を多く行っている一部の企業だけに適用されている。したがって、税理士の中にも、実務の中で同税制に関与した経験を有している先生方はあまり多くはないと思われる。

ところで、2006年は日本の移転価格税制の歴史にとりて、特筆すべき年になったと考えられる。国税当局の課税攻勢が明らかになり、これに対する企業側の反響が税制改正要望という形で現れた。そして、2006年12月19日に財務省が発表した「平成19年度税制改正の大綱」に、租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度を創設することが盛り込まれたのである。もっとも、課税攻勢に対する企業側の意見として、当初は、国税当局の無形資産に対する考え方に疑問が呈された。企業側から

の批判としては、国税当局が課税した無形資産の範囲が広すぎる、及びこれに関して課税に用いた手法が恣意的である、というものであった。しかし、この点について、財務省の大綱は一切触れていない。

このように、移転価格税制とは、企業の海外関連取引を通じた所得移転に対して、日本の課税権確保の観点から租税特別措置法66条の4に規定された「国外関連者との取引に係る課税の特例」をいう。アメリカやイギリスなどの諸外国においても同様の規定がある（大手会計事務所Ernst & Youngによると2006年6月現在、47ヶ国で移転価格税制が導入されている）。

移転価格税制は、アメリカを中心として発展してきたが、1990年代には、経済開発協力機構(OECD)租税委員会による国際課税ルールの形成を促し、国際的な課税問題に発展してきた。現在では、移転価格税制は、最も重要な国際課税問題であるということができるといえる。

正する国が多い。このように、移転価格税制は、国内法に規定はあるものの、その国独自の規定するというよりは、国際的なコンセンサスの下、国際課税ルールに則って規定されるものである。この点で、他の税制とは大きく異なる。

移転価格税制は、もともと国家の課税権確保の観点から制定されているものであることから、国内の税制とは異なることを理解する必要がある。すなわち、移転価格税制は、国家の課税権の観点から論じられるべき税制であって、政治家や役所に対する陳情により処理される性質のものではない。既に日本においては、基本的には、国際課税ルールに則って移転価格税制が構築されているのである。

移転価格税制は、独立企業間価格を基準として適用されるものであるが、独立企業間価格をどのように算定するか、などについて困難なこともあることから、国税庁は、事務運営要領を定めている。もともと事務運営要領は、国税庁が、一定の事務に関して透明性や画一性を確保する観点から定めているもので、代表的なものとしては、重加算税

や過少申告加算税、無申告加算税の取り扱いに関するものである。どのような場合に重加算税の対象となるか、などを公表して事務の透明性や画一性を確保しようというのである。移転価格税制のような税制の執行に関して事務運営要領が定められるのは、ある意味で移転価格税制が特殊な税制であることの証左であるといえるであろう。

国税庁は、2001年に初めて事務運営要領を規定したが、その後、適宜改定を重ねてきている。最近では、2006年3月20日付けに改定がなされ、無形資産に関する規定がいくつか追加された。これに対して、企業側からは、国税当局からの課税攻勢を奇禍として、無形資産の範囲を不当に拡大するものであり、課税する際の基準を明確化すべきであると主張した。

3 無形資産に関する事務運営要領

移転価格税制は、独立企業間価格を基準として適用されるものであるが、独立企業間価格をどのように算定するか、などについて困難なこともあることから、国税庁は、事務運営要領を定めている。もともと事務運営要領は、国税庁が、一定の事務に関して透明性や画一性を確保する観点から定めているもので、代表的なものとしては、重加算税

2 移転価格税制とは

日本の移転価格税制の基本的な仕組みは、法人が、各事業年度において、国外関連者との間で行う資産の

提供その他の取引（これを「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該

移転価格税制は、もともと国家の課税権確保の観点から制定されているものであることから、国内の税制とは異なることを理解する必要がある。すなわち、移転価格税制は、国家の課税権の観点から論じられるべき税制であって、政治家や役所に対する陳情により処理される性質のものではない。既に日本においては、基本的には、国際課税ルールに則って移転価格税制が構築されているのである。

移転価格税制は、もともと国家の課税権確保の観点から制定されているものであることから、国内の税制とは異なることを理解する必要がある。すなわち、移転価格税制は、国家の課税権の観点から論じられるべき税制であって、政治家や役所に対する陳情により処理される性質のものではない。既に日本においては、基本的には、国際課税ルールに則って移転価格税制が構築されているのである。

移転価格税制は、もともと国家の課税権確保の観点から制定されているものであることから、国内の税制とは異なることを理解する必要がある。すなわち、移転価格税制は、国家の課税権の観点から論じられるべき税制であって、政治家や役所に対する陳情により処理される性質のものではない。既に日本においては、基本的には、国際課税ルールに則って移転価格税制が構築されているのである。

移転価格税制は、もともと国家の課税権確保の観点から制定されているものであることから、国内の税制とは異なることを理解する必要がある。すなわち、移転価格税制は、国家の課税権の観点から論じられるべき税制であって、政治家や役所に対する陳情により処理される性質のものではない。既に日本においては、基本的には、国際課税ルールに則って移転価格税制が構築されているのである。

移転価格税制は、もともと国家の課税権確保の観点から制定されているものであることから、国内の税制とは異なることを理解する必要がある。すなわち、移転価格税制は、国家の課税権の観点から論じられるべき税制であって、政治家や役所に対する陳情により処理される性質のものではない。既に日本においては、基本的には、国際課税ルールに則って移転価格税制が構築されているのである。

移転価格税制は、もともと国家の課税権確保の観点から制定されているものであることから、国内の税制とは異なることを理解する必要がある。すなわち、移転価格税制は、国家の課税権の観点から論じられるべき税制であって、政治家や役所に対する陳情により処理される性質のものではない。既に日本においては、基本的には、国際課税ルールに則って移転価格税制が構築されているのである。

5 おまけ

日本の大企業が、国税当局の課税方法に問題があると考えられる場合には、IFA (International Fiscal Association: IFA) の2つがある。これらのうちBIAICについては、日本は経団連が構成メンバーになっているが、国際的な活動に積極的に関与しているとは言い難いと思われる。

一方IFAは、オランダのロッテルダムに本拠を有する全世界の学識経験者及び実務家により構成される団体である。最近では、OECDとの連絡を密に取っており、国際課税ルールの構築にも影響を与えている。IFAは、日本にも支部（金子宏東大名誉教授が支部長）を有し、東

4 無形資産に関する国際的議論の必要性

たしかに、移転価格税制上、無形資産をどのように取り扱うかについては、非常に困難な問題を提起する。日本では、日本親会社と外国子会社との問題が取

り上げられているが、近年のアメリカにおいては、外国親会社とアメリカ子会社の問題として議論されてきている。このように、現在のところ、無形資産の取り扱いについては、国により異なっており、国際的な議論が煮詰まっているとはいえない状況である。

そこで、上述したOECD租税委員会の役割が期待されるが、民間からも情報発信することが重要である。現在、民間における国際的な税制に関する議論の場としては、OECDへの意見具申を行う産業界の団体で構成されるOECD経済諮問会議 (Business and Industry Advisory Committee: BIAIC) と学識経験者や実務家により構成される国際租税協会 (International Fiscal Association: IFA) の2つがある。これらのうちBIAICについては、日本は経団連が構成メンバーになっているが、国際的な活動に積極的に関与しているとは言い難いと思われる。

たしかに、移転価格税制上、無形資産をどのように取り扱うかについては、非常に困難な問題を提起する。日本では、日本親会社と外国子会社との問題が取